

藤岡市農地賃借料情報

令和4年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定がされた賃貸借及び農地法第3条の許可により設定された賃貸借における賃借料の水準(10a当り)は以下のとおりです。

【田の部】

締結された地域	平均額	最高額	最低額	データ数
藤 岡	—	—	—	—
神 流	6,000円	7,000円	3,297円	19件
小 野	5,584円	7,000円	4,719円	15件
美土里	5,894円	7,615円	4,991円	13件
美九里	5,546円	10,281円	4,026円	38件
平 井	6,160円	8,998円	3,643円	20件
日 野	—	—	—	—
鬼 石	—	—	—	—
参考(市内全体)	5,794円	10,281円	3,297円	105件

【畑の部】

締結された地域	平均額	最高額	最低額	データ数
藤 岡	—	—	—	—
神 流	4,454円	5,000円	3,908円	2件
小 野	5,072円	8,415円	4,425円	17件
美土里	5,200円	6,000円	5,000円	5件
美九里	1,174円	5,000円	1,000円	23件
平 井	5,007円	6,194円	3,878円	10件
日 野	—	—	—	—
鬼 石	—	—	—	—
参考(市内全体)	3,447円	8,415円	1,000円	57件

※1 平均的な金額から著しく外れている特殊な取引は算定から除外してあります。

※2 参考(市内全体)の平均値は、データ数による加重平均の値となっています。